

号外第 263 号

平成 28 年 11 月 29 日 火曜日

官 報

(号 外)

告 示

page="0001"

文部科学省告示 第百七十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十一月二十九日

文部科学大臣 松野 博一

page="0001"

名称	構造及び形式	所在地
旧中央線玉野第三隧道	煉瓦造、延長七六メートル、幅員四・六メートル	愛知県春日井市玉野町字東谷一六六四一一他
旧中央線玉野第四隧道	煉瓦造、延長七五メートル、幅員四・六メートル	愛知県春日井市玉野町字東谷一六六七一一他
旧中央線笠石洞暗渠	煉瓦造、延長一一メートル、幅員一・二メートル	愛知県春日井市木附町字隠山ニ三九一二